

内閣参甲第一八二号

昭和二十三年十一月三十日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員板野勝次君提出塩業政策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員板野勝次君提出の塩業政策に關する質問に対する答弁書

第二問

一、今や、五年十年の先を見越した長期的塩業政策の根本を確立すべき時期に際会していることは、御説の通りであり、政府と致しましても全く同感でありまして、目下、關係方面の理解と協力を懇請しつつ鋭意その樹立に努力中であります。終戦後の我が國民經濟全般の混亂の過中にあつて、國內塩業の在り方も亦、混迷を免れなかつた事は、誠に遺憾であります。今や我が國民經濟再建の時に當り、國內塩業も、その安定構造の一環として適當な規模と構造において再編成さるべきことが日程に上つて参つたのであります。

我が國民經濟の安定構造に適應せる國內塩業の在り方には、二つの根本的な指標があると考えられます。

二、その第一は、我が國民經濟の自主性との関連であります。

ここにいう自主性は、勿論、戰爭經濟的アウトタルキーを意味するものでありませんが、併し、八千万乃至八千八百万國民の生存不可欠物資たる食料用塩の最少限度量は、これを國內で自給することによる自立的安定性の確保は、当然含まれねばならぬと考えられるのであります。

かくして、年産六〇万屯乃至九〇万屯の國內生産は、我が國民生活、國民經濟の自立性保持の基本的要因の一つでありまして、塩業長期政策の根本目標も亦茲に存すると信ずる次第であります。

三、併しながら、吾々は更に第二点を考へねばなりません。それは我が國民經濟の産業構造は、資源資材勞力の合理的配分活用を前提とし而もその配分活用は、單に國內經濟の領域のみならず、國際經濟との関連において問題とされねばならぬという事實であります。

我が國內塩業が、第一点で述べた規模で存続せしめられる爲には、第二点に指摘された要件を充足する如き構造であるを要します。即ち、國內塩業に、資材資金勞力を配分利用することが、國內經濟的にも、國際經濟的にも、合理的活用であるという処まで、經營と技術が合理化、近代化せられ、且つ生産コストが適正化されねばなりません。

この事が、國內塩業が維持せられるためのいわば、主体的條件であります。

四、前述の塩業政策の理想を現実的な対策にまで具体化するためには關係方面の好意ある理解を得なければならぬことは、申すまでもないところでありまして、この点國會が指導勢力となつて、ほうはいたる國民輿論を喚起せられることを切望します。

五、なお、國內塩業対策を右の如く確立したとしても、我國アルカリ工業等化学工業の復興とにらみ合せて今後とも相当の外塩輸入は必要であります。五ヶ年計画の中間的数字によりまして、昭和十八年度國內生産九〇万屯程度としても、なお、一七〇万屯程度の輸入を予想しているのであります。

六、最後に当面の問題でありますが、前述二大目標を達成するまでの過程は、我が國民經濟全般の復興テムポに対応致しまして、決して急速には參らないと思われるのでありまして、特に石炭、電力等

その配分の好轉、從つて操業度の向上については決して樂觀を許さないのであります。

この過程におきましては關係方面の御好意により、外塩輸入をつつけ、それをいわば國內塩業復興の誘い水とする要があります。併し、これは單なる外塩依存主義ではありません。

來年度の供給計画は、未だ最後の確定を見ていませんが、大体國內生産四〇乃至四五万吨程度、輸入一四〇乃至一四五万吨程度を予想しています。

## 第二回

一、塩の收納停止は以下述べる通り、正規の燃料割当不足による代用燃料使用の増加、これに伴う加算賠償價格の支出増加により予算に不足を來したのが原因であります。即ち

(1) 塩の專賣會計は獨立採算制の建前を以て実行予算が樹てられております。しかして國內塩の生産計画及び收納塩に対する賠償金支拂実行予算については、本年六月二十三日一般物價補正に伴う塩價改訂の際、製塩用配炭計画(精炭二〇万吨、格外炭四万吨、亞炭六万吨)と改訂塩價とに鑑みて左の通り決定しました。

生産計画

三〇万吨

賠償金支拂実行予算

二八九、五三二万円

(2) 然るに、上半期製塩最盛期における精炭の割当が僅かに、六、四〇〇屯に止つたため、已むを得ず薪等の代用燃料を使用するの余儀なきにいたり、加算賠償價格を適用する塩が予定以上に生産さ

れました。これがため、上半期末における賠償金支拂見込額が全予算額の八〇%に達し、塩専賣會計に赤字を生ずる公算が大となりました。

(3) よつてこれが打開に關して塩賣渡價格の改訂の必要を認め、九月上旬以來關係官廳間において協議を行つたが終に妥結するにいたらず、止むなく十月二十三日以降收納の全面的停止を行つた次第であります。

二、塩の收納停止は專賣制度上本旨に反するので、政府としては一日も速かにその解決を図るため、關係官廳間で更に協議を続けてきたのであるが、今回交渉が成立し、塩の賣渡價格を改訂することとなり、十二月一日から塩の收納を再開することとなりました。従つて收納停止の際の手持塩は全部收納することになるので補償の問題は生じないのであります。

### 第三問

塩政府賣渡價格は國內塩及び輸入塩の購入價格、すなわち、前者は屯當り九、七四五円、後者は一、九五〇円にして、金額をブールした上、專賣による経費を加算し、これによる專賣會計の收支を均衡させるように決定したものであります。

この計算により、白塩賣渡價格は九、七〇〇円、原塩賣渡價格は八、九〇〇円に決定されました。元賣及び小賣販賣價格はこの政府賣渡價格にそれぞれのマージン及び運賃を加算したものであり、東京最高を例にとりますと、白塩九、七〇〇円に元賣利益二五五円、運賃一、八一〇円を加え、元賣販賣價格は一、七

六五円となり、小賣は利益が二六〇円、運賃一、〇一八円で小賣販賣價格は一三、〇四三円となる次第であります。

ソーダ用塩につきましては、これが産業復興の基礎的重要物資であります、ソーダ灰及び苛性ソーダの主要原料である点に鑑みまして、輸入塩價格に運賃プール額を加算して決定したのであります。すなわち、輸入塩價格は基準年度のCIF價格一三円七九銭の一一〇倍で一、九五〇円、これに運賃一、〇五〇円を加えて三、〇〇〇円といたしました。ソーダ灰及び苛性ソーダが安定帶物資であり、人絹、スフ、ガラスなどの基礎物資として輸出に重要な役割を占めているため、特需價格が別途に定められております。

なお、一般用と特需用の割合は本年一般用が約一〇五万、ソーダ用が四一万吨、二十二年は七〇万吨と二〇万吨、二十一年は五〇万吨と一〇万吨でありまして、戦前、例へば昭和十三年一般用九七万吨、特需用一四七万吨二五年一般用一〇二万吨、特需用一四〇万吨に比べ、はるかに特需用の割合が小さくなっております。

#### 第四問

一、製塩方式別による現有生産能力並に整備の対象となる生産能力は大略次の通りであります。

| 製塩方式別 | 整備すべきもの             |                     |
|-------|---------------------|---------------------|
|       | 実生産能力               | 割合                  |
| 電気式製塩 | 七三、八四二 <sub>電</sub> | 三五、一〇五 <sub>電</sub> |
|       |                     | 四八 <sub>%</sub>     |

|        |         |        |    |
|--------|---------|--------|----|
| 眞空式製塩  | 三〇五、九〇三 | 九、二二〇  | 三  |
| 蒸氣式製塩  | 一三一、〇〇九 | 一五、二二六 | 一二 |
| 平釜式製塩  | 一八〇、七九五 | 一八、七〇三 | 一〇 |
| 其の他の製塩 | 一二、五九九  | 四、三八五  | 三五 |
| 計      | 七〇四、一四八 | 八二、六二九 | 一二 |

二、整備は製塩効率、立地條件及び生産意欲等一定の整備基準によりこれを行う計画であつて、その基準は生産能率にあつて、能率不良なものは如何なる生産様式の設備でも、これを整備する方針であります。従つて生産様式による整備はこれを行わないことにしました。

## 第五問

一、整備される塩田は農耕地等に轉換させる見込で、廃止される製塩設備については出来得る限り整理交付金を交付したいと考えております。

二、整備される製塩労働者数は約四、七〇〇名であつて、これらの者に対しては出来得るならば、一定の基準により算定した解雇手当を出したいと思つております。

## 第六、七問

一、塩田面積の推移は左の通りであります。

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 年 度 | 塩田面積(陌) | 年 度 | 塩田面積(陌) |
|-----|---------|-----|---------|

|    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 七  | 四、五三四 | 一六 | 四、四四一 |
| 八  | 四、五三九 | 一七 | 四、五三三 |
| 九  | 四、五三四 | 一八 | 四、五六四 |
| 一〇 | 四、五三七 | 一九 | 四、五二八 |
| 一一 | 四、五三四 | 二〇 | 四、六五〇 |
| 一二 | 四、五二五 | 二一 | 四、一九九 |
| 一三 | 四、五一六 | 二二 | 五、四二三 |
| 一四 | 四、四八一 | 二三 | 五、五〇二 |
| 一五 | 四、四七八 |    |       |

二、なお整備される塩田は約五三六陌の見込であり、廃止塩田に対する措置は第五問一、の通りである。

## 第八問

一、塩生産の長期計画は、未だ最後の締結を得るに至つて居りませぬが、中間的数字は左の通りであり

単位。

|       |        |
|-------|--------|
| 昭和24年 | 四二万五千屯 |
| 昭和25年 | 五〇万屯   |
| 昭和26年 | 六〇万屯   |

昭和27年

七五万屯

昭和28年

九〇万屯

二、この数字は、未だ確定的なものではなく、熱源、資材、資金の裏付けも決定していません。

三、五ヶ年計画全般が目下再検討されているので、塩につきましても検討の上、できるだけ早く確立したいと考えています。